

●香川県告示第147号

平成22年香川県告示第145号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

令和元年10月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
委託した相手方	委託内容	委託期間	委託した相手方	委託内容	委託期間
略			略		
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	<u>令和元年10月1日から 令和7年9月30日まで</u>	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	平成31年4月1日から 平成31年9月30日まで
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号	直営店舗及び加盟店舗における県税の収納	<u>令和元年10月1日から 令和7年9月30日まで ただし、期間満了の 1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>			
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港町1丁目8番27号	加盟店舗における県税の収納	<u>同上</u>	株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港町1丁目8番27号	加盟店舗における県税の収納	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで ただし、期間満了の 1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。
株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税	<u>同上</u>			

北海道札幌市中央区 南9条西5丁目421 番地	の収納	
株式会社セブンーイ レブン・ジャパン 東京都千代田区二番 町8番地8	同上	同上
株式会社ファミリー マート 東京都港区芝浦3丁 目1番21号	略	
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北 区安佐町大字久地 665番地の1	同上	同上
ミニストップ株式会 社 千葉県千葉市美浜区 中瀬1丁目5番地1	略	
略		

株式会社セブンーイ レブン・ジャパン 東京都千代田区二番 町8番地8	直営店舗及び加盟 店舗における県税 の収納	平成19年4月2日から 平成22年3月31日まで ただし、期間満了の 1月前までに各協定当 事者が別段の意思表示 を行わないときは、期 間満了の日の翌日から 起算して1年間なおそ の効力を有するものと し、以後も同様とする。
株式会社ファミリー マート 東京都港区芝浦3丁 目1番21号	略	
ミニストップ株式会 社 千葉県千葉市美浜区 中瀬1丁目5番地1	略	
略		